○久万高原町定住促進住宅改修支援事業費補助金交付要綱

令和６年４月１日

告示第３４号

（目的）

第１条　この告示は、町内に居住する若者の定住を促進するため、本町に引き続き定住する目的で、自己所有物件の改修等を行う若者に対して、久万高原町定住促進住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することとし、必要な事項を定める。

２　補助金の交付については、久万高原町補助金交付規則（平成１６年久万高原町規則第４４号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　町内に住所を有する４０歳未満の者

（２）　改修する物件の土地と建物の所有者であること。だたし、共有名義の場合は２分の１以上所有していること。

（３）　実績報告書を提出した日から起算して５年以上継続して居住する意思がある者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

（１）　申請者が久万高原町暴力団排除条例（平成２３年久万高原町条例第１９号）第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員又は暴力団員等である場合

（２）　同一の事業で、他の補助を受けている場合

（３）　第５条第２項に規定の補助対象経費以上の改修工事が見込めない場合

（補助金交付要件）

第３条　補助金の交付の対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　当該年度内に改修が完了する見込みであること。

（２）　町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者が施工する改修等であること。ただし、特段の理由があり町長が認めた場合はこの限りではない。

（３）　申請者が土地及び建物の登記簿上の所有者であること。

（4） 誓約書（様式第１号）により誓約すること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の３分の２又は１００万円のいずれか低い額とする。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、住宅の改修に要する経費で、別表第１に定めるもの。ただし、外構工事等の経費は、住宅の改修に要する経費の２分の１以内とする。

２　補助対象経費は１００万円以上とする。

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第３号）

（2） 平面図等

（3） 施行箇所の写真（改修工事実施前）

（4） 見積書の写し

（5） 土地及び建物の登記簿の写し

（6） 誓約書（様式第１号）

（7） その他町長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請は、申請者１人当たり１回及び物件１戸当たり１回を限度とする。

（審査会）

第７条　町長は、前条に規定する申請の審査を行うため、久万高原町定住促進住宅改修支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事業の適否について審査させるものとする。

２　審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 副町長

（2） 総務課長

（3） 建設課長

（4） まちづくり戦略課長

３　委員長は副町長をもって充て、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

４　委員長は、必要に応じ審査会に申請者を招集し、事業内容について説明を求めることができるものとする。

５　委員長は、第１項の審査を終えた場合には、審査報告書（様式第４号）に必要な書類を添付して、町長に報告するものとする。

（補助金交付決定等の通知）

第８条　町長は、補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容を、補助金の交付の決定について指示を行い、又は条件を付した場合にはその指示又は条件の内容を、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助事業等の変更、中止等承認）

第９条　申請者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式により、町長の承認を得なければならない。

（1） 補助事業に係る経費の総額及び内容の変更があった場合　補助金変更交付申請書（様式第６号）

（2） 補助事業等を中止する場合　補助事業等中止申請者（様式第７号）

２　補助事業の内容の変更があった場合において、補助金の交付額の変更がない場合で特に町長が認めるときは、町長の承認を要しない。

（補助金の概算払）

第１０条　町長は、補助事業の実施上必要があると認めたときは、当該補助事業の完了前に補助金決定額の全部又は一部を交付することができる。

２　申請者が前項による概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　申請者は、補助事業完了後２週間以内に補助事業等実績報告書（様式第９号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 工事請負契約書（又は見積書）の写し

（2） 領収書の写し

（３） 完成写真（改修施工後の状態が確認できる写真）

（４） その他参考となる書類

（完成検査）

第１２条　検査を行う職員（以下「検査職員」という。）は、前条に規定する実績報告の提出を受けてから２週間以内に事業の完成を確認するための必要な検査をするものとする。

２　検査職員は、完成検査を終えた場合は、久万高原町定住促進住宅改修支援事業検査復命書（様式第１０号）を作成し、町長に提出しなければならない。

３　工事検査復命書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 検査状況の写真

（２） その他必要な資料

（検査職員）

第１３条　検査職員は、課長補佐以上の職にある職員のうちから命ずるものとする。ただし、検査の対象となる工事が軽易なもの又は検査業務の集中等により検査に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

（補助金請求）

第１４条　申請者は、第１２条に規定する完成検査を終えた場合は、補助金交付請求書（様式第１１号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第１５条　町長は、前条の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１６条　第３条第４号の誓約書の内容に違反した場合は、既に交付した補助金を別表第２の返還率により返還する。ただし、特に町長が認める場合はその限りでない。

（その他）

第１７条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（告示の失効）

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第８条に規定する補助金交付決定等の通知から第１６条に規定する補助金の返還までに関する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表第１（第５条関係）

| 補助対象経費 | 工事内容等 |
|---|---|
| 本工事 | 屋根の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更、耐震工事等 |
| 屋根工事 | 屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等 |
| サッシ工事 | 玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付け等 |
| 建具工事 | 各種建具取り替え（ドアノブ、鍵、戸車、レール取り替え）等 |
| 内装工事 | 床、天井、壁等のクロス貼り替え等 |
| 外装工事 | 外壁の改修、張り替え、塗り替え、コーキング補修等 |
| 塗装工事 | 屋根塗り替え、外部鉄部塗り替え等 |
| 左官タイル工事 | 室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等 |
| 給排水施設工事 | 給湯設備、浴室、洗面・トイレ・キッチン改修工事等 |
| エクステリア工事 | 住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等 |
| 省エネ設備工事 | 住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等） |
| 外構工事等 | 車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と併せて行うものに限る。） |

別表第２（第１６条関係）

| 居住年数 | 返還率 |
|---|---|
| 実績報告日から起算して１年未満 | １００％ |
| 実績報告日から起算して２年未満 | ８０％ |
| 実績報告日から起算して３年未満 | ６０％ |
| 実績報告日から起算して４年未満 | ４０％ |
| 実績報告日から起算して５年未満 | ２０％ |